

西尾市立図書館資料弁償取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第15号）第14条の規定に基づき、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 図書館の利用者は、故意又は過失により資料を紛失し、汚損し、又は破損した場合は、図書館資料紛失等届（様式第1号）を図書館長（以下「館長」という。）に提出し、速やかに弁償しなければならない。

2 ケースのみが破損した視聴覚資料等については、弁償の対象としないものとする。

3 汚損又は破損のときの弁償を求める基準は、資料汚損・破損の基準（別記）によるものとする。

4 資料の弁償は、現物により弁償するものとする。

5 前項に掲げる方法による弁償が絶版等により不可能な場合は、図書館が購入した当時の定価分（消費税相当額を含む）を現金で弁償するものとする。ただし、資料の価格が不明なときは、図書館が指定する同対価と思われる資料を代替弁償するものとする。

(弁償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弁償を免除することができる。

- (1) 火災により資料を焼失した場合
- (2) 甚大な自然災害により資料を紛失、汚損又は破損した場合
- (3) 盗難により資料を紛失した場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定により弁償の免除を希望する者は、弁償免除申請書（様式第2号）及び前項各号の要件を証明するものを提出するものとする。

(弁償に応じない利用者の取扱い)

第4条 館長は、弁償に応じない利用者に対して、新たな資料の館外貸出し及び館外貸出しの予約を停止することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

弁償を要する資料汚損・破損の基準

1 印刷資料の弁償の基準対象

	対 象	状 態
(1)	水濡れ・飲食物等の染み	<p>ア 水濡れ等により、ページに歪み又は波打ちが生じた場合</p> <p>イ お茶、コーヒー等飲食物により染みなどの汚れが生じた場合</p> <p>ウ 飲食物やセロテープ、糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合</p> <p>エ かびが発生した場合</p>
(2)	資料の一部の汚損・破損・亡失	<p>ア 破れ、切り取り又はページの欠損が生じた場合</p> <p>イ タバコ等による焦げ跡が残った場合</p>
(3)	書き込み	<p>ア マジックペン、ボールペン、クレヨン、マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書込みがある場合</p> <p>イ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、痕跡が残る場合</p> <p>ウ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合</p>
(4)	噛み跡	<p>ア 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合</p> <p>イ 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合</p>
(5)	電子付録	<p>ア 再生機器で再生できない状態になった場合</p> <p>イ 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合</p>
(6)	型紙・地図等資料の付録	(1)～(4)及び(7)に準じ、弁償が必要と判断された場合
(7)	その他	利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 視聴覚資料の弁償の基準

- (1) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (2) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- (3) 歌詞カード、解説書等付録の汚損については、1 (1)～(4)及び(7)に準じる。

3 その他

上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- (1) 長期間の利用による経年劣化が主な原因と考えられる場合
- (2) 修復可能な場合
- (3) 弁償にあたらないと館長が判断する場合

様式第1号（第2条関係）

図書館資料紛失等届

年 月 日

（宛先）西尾市立図書館長

住 所 _____

氏 名 _____

貸出カードNo. _____

電 話 _____

図書館資料を 紛失・汚損・破損 したので、次のとおり届け出ます。

資料の状況			
書名			資料No.
出版社	金額	本籍館	

